

「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」の一部改正に関する意見公募の
結果について

横浜市では、「横浜市大規模小売店舗立地法運用基準」の一部改正について意見公募を行いました。このたび、実施結果と本市の考え方をまとめましたので、公表いたします。

皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、今後とも横浜市政に御協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

1 意見公募の概要

(1) 意見公募の期間

令和4年4月18日(月)から令和4年5月19日(木)まで

(2) 意見の提出方法

郵送、ファクス及び電子メール

(3) 意見公募の周知方法

- ・市ホームページへの掲載
- ・市民情報センター、区役所で資料を配布、配架

(4) 全体の意見数

1名の方から4件の意見をいただきました。

2 ご意見と本市の考え方

いただいたご意見の概要とご意見に対する本市の考え方は以下のとおりです。

	ご意見	本市の考え方
1	○大きな家具店の駐車場収容台数の取り扱いについて ・大きな家具店の売り場面積1,000㎡あたり15台以上確保とのことですが、他業態との複合施設における家具売り場において1,000㎡未満の場合の場合は、通常の場合と同様の算出が必要となるのでしょうか。(特別な事情の使用可否について)	必要駐車場台数の算出方法について、個別協議の対象として、これまで「大きな家具を扱う家具店」としていましたが、「大きな家具を主として扱う家具店など、店舗面積に比して1日に来店する客数が極端に少ない場合」に改正します。 なお、個別協議により必要駐車場台数を算出した家具店において、家具店以外の

	<ul style="list-style-type: none"> ・1,000 m²を超える家具店の単独店、複合店において、必要台数の算出について緩和を受けた店舗において、小売店舗の変更(6条1項)で業態を変更する場合、または家具店の店舗面積を変更する場合、必要駐車台数についても変更する必要がありますか。 <p>家具店の店舗面積の増減の場合、変更後の業態によっては変更後に駐車場が不足することも考えられ、逆に増設が難しい場合もあるため、増減幅に一定の基準を設けるか、個別算出による充足検討が可能としていただければと思います。</p>	<p>店舗に業態を変更する場合、必要駐車台数についても変更が必要となります。</p>
2	<p>○電気自動車の必要台数について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要台数の1%以内は今回の改定でPHV・EV専用充電スタンドとして整備可能とのことですが、この1%は横浜市で定める必要台数に対してでしょうか。または届出台数に対してでしょうか。 ・充電スタンドの設置について横浜市で普及推進を図っていくのであれば、届出台数にカウントできる台数として1%は少ないように思います。 <p>例えば、既存の施設において来客のニーズ等により充電スタンドを設置する必要が生じた場合、届出台数100台以下の駐車場では1%だと2台の充電スタンドを設置すると駐車場収容台数の減少が生じることとなります。</p> <p>また、反対に充電スタンドを多く取り過ぎると充電スタンドは、駐車時間が通常よりも長くなるため、台数不足の要因になることも考えられます。</p> <p>よって、1%の枠に加えて別途、駐車場の利用状況等も勘案した上限設定が検討できることも必要かと思えます。</p>	<p>「必要台数の1%以内は、届出台数に含めることができる」基準とし、考え方を明確にしました。</p> <p>また、横浜市内の電気自動車(EV)・プラグインハイブリット車(PHV)の普及率は1%に満たないため、普及率に合わせて1%と設定しています</p> <p>今後も普及状況等を勘案しながら、必要に応じて検討していきます。</p>